

多様化する雇用問題

改正労働法対策セミナー

パートタイマーの雇用契約

最近、パートタイマー・契約社員・派遣社員など雇用形態が多様化し、労働条件が個別に決定されるようになったため、個別労働関係紛争が急増しています。それに対応するため労働契約のルールを明確にした『労働契約法』が成立し、平成20年3月施行となりました。

また、平成20年4月に施行された『改正パートタイム労働法』は、パートタイマーの待遇を正社員と均衡のとれたものとする措置などが事業主に求められ、特に中小企業においては非常に影響が大きな内容となっています。

①労働契約法のポイント ②改正パートタイム労働法のポイント

■日時	平成20年9月4日(木)
	13:30~15:30
■場所	佐世保商工会議所 3階 会議室
■講師	社会保険労務士 佐藤 信吾 氏
■主催	佐世保商工会議所 労働福祉委員会、理財部会
■共催	佐世保地区中小企業団体協議会

受講無料

<セミナー内容・ポイント>

- | | |
|--------------------|----------------------|
| I. 労働契約法のポイント | II. 改正パートタイム労働法のポイント |
| 1. 労働契約内容の理解促進 | 1. 労働条件の文書交付 |
| 2. 安全配慮義務をはたす | 2. 待遇の差別的取扱いの禁止 |
| 3. 就業規則が労働契約の内容になる | 3. 待遇決定についての説明義務 |

●申込・問合せ先 佐世保商工会議所 担当 坂本・堂元・土井

TEL 22-6121 FAX 25-8616

※申込書は切り取らず、このままFAXでお申し込み下さい。

佐世保商工会議所 (坂本、堂元) 行 FAX 25-8616

改正労働法対策セミナー (9月4日) 参加申込書

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
参加者氏名		参加者氏名	